

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から令和11年3月31日までの間の使用に係る使用料に関するこの規則による改正後の横浜市中心卸売市場条例施行規則（以下「新規則」という。）別表第7の規定の適用については、同表本場の項中

「

1平方メートルにつき 月額 376円
1平方メートルにつき 月額 1,080円
1平方メートルにつき 月額 2,040円
1平方メートルにつき 月額 特甲 2,476円 甲 1,650円 乙 1,000円 丙 830円
1平方メートルにつき 月額 750円
1平方メートルにつき 月額 916円
1平方メートル、1時間につき 月額 42円
1平方メートルにつき 月額 1,876円
1平方メートルにつき 月額 甲 2,296円 乙 1,530円
1平方メートルにつき 月額 特甲 3,433円 甲 2,640円 乙 1,950円

」

とあるのは、施行日から令和9年3月31日までにあつては

「

1平方メートルにつき 月額 300円
1平方メートルにつき 月額 865円
1平方メートルにつき 月額 1,633円
1平方メートルにつき 月額 特甲 1,980円 甲 1,650円 乙 1,000円 丙 830円
1平方メートルにつき 月額 600円
1平方メートルにつき 月額 733円
1平方メートル、1時間につき 月額 34円
1平方メートルにつき 月額 1,500円

1 平方メートルにつき 月額 甲 1,837円 乙 1,530円
1 平方メートルにつき 月額 特甲 2,747円 甲 2,113円 乙 1,560円

」

と、同年4月1日から令和10年3月31日までにあつては

「

1 平方メートルにつき 月額 326円
1 平方メートルにつき 月額 937円
1 平方メートルにつき 月額 1,769円
1 平方メートルにつき 月額 特甲 2,146円 甲 1,650円 乙 1,000円 丙 830円
1 平方メートルにつき 月額 650円
1 平方メートルにつき 月額 794円
1 平方メートル、1時間につき 月額 37円
1 平方メートルにつき 月額 1,626円
1 平方メートルにつき 月額 甲 1,989円 乙 1,530円
1 平方メートルにつき 月額 特甲 2,976円 甲 2,289円 乙 1,690円

」

と、同年4月1日から令和11年3月31日までにあつては

「

1 平方メートルにつき 月額 350円
1 平方メートルにつき 月額 1,009円
1 平方メートルにつき 月額 1,905円
1 平方メートルにつき 月額 特甲 2,310円 甲 1,650円 乙 1,000円 丙 830円
1 平方メートルにつき 月額 700円
1 平方メートルにつき 月額 855円
1 平方メートル、1時間につき 月額 39円
1 平方メートルにつき 月額 1,750円

1 平方メートルにつき 月額 甲 2,143円 乙 1,530円
1 平方メートルにつき 月額 特甲 3,205円 甲 2,465円 乙 1,820円

」

とする。

- 3 新規則別表第7及び前項の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。